

行動計画書

(株)日経首都圏印刷

社員が仕事と育児・介護を両立させる事ができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることで、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
2. 行動計画

目標 男性従業員に育児休業取得を奨励する

<対策>

- ◇育児休業を理解してもらうため、育児休業給付金（公的給付）や賃金・退職金等の社内諸制度に関する取扱いを説明するリーフレットを作成する。
- ◇リーフレットを社内インフラを利用して従業員へ周知し、育児休業取得を奨励する。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
2. 行動計画

目標 女性の年次有給休暇の取得率を現状の83%から90%とする

<対策>

- ◇令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況を分析
- ◇令和4年6月～ 目標達成のため所属長と連携して取得勧奨を行う